

H27年度補正予算 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業（設備導入補助）

3次公募開始！

H28.7.29～H28.9.9

中小企業、個人事業主の皆様へ朗報です！！

設備費用の1/3以内が補助される制度が開始します！

1事業者当たりの補助金上限額 1.5億円以内

(1次公募から3次公募を通じて合算した金額)

1事業所当たりの補助金下限額 50万円以上

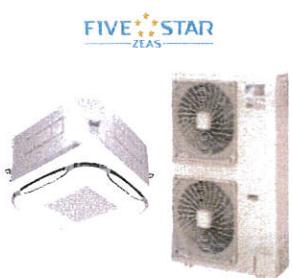
(中小企業者様、個人事業主様の場合、30万円以上)

経済産業省では、中小企業等が行う省エネ効果が高い設備への更新を支援することを目的にH27年度補正予算で、既存の設備を対象設備に更新した事業者に対して、設備費の1/3以内を補助する支援事業*を実施します。設備改修をご検討の皆様、この機会に踏み切りませんか？
※申請方式で採択された事業に補助金が支給されます。

*導入設備がトップランナー基準のある設備区分の場合、基準値以上の設備が対象です。
対象製品は必ず弊社営業担当者にご確認ください。

◆対象製品（例）

店舗・オフィス用エアコン

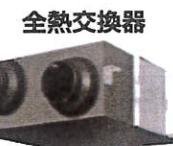


トップランナー基準対象機種

ビル用マルチエアコン



付帯設備



全熱交換器ユニットベンディング

エアハンドリングユニット



(注)空調更新と同時導入が必要

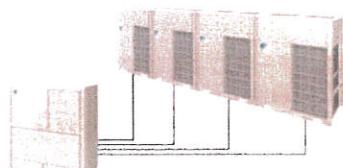
ターボ冷凍機



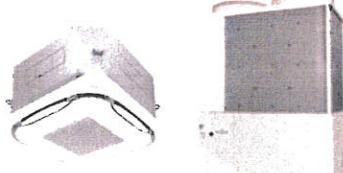
高効率空調設備

高効率二段 ターボ冷凍機

チリングユニット

Style Free Chiller
JIZAI

ガスヒートポンプエアコン



GHP X AIR II

業務用給湯設備

業務用給湯器

MEGA-Q
大型業務用ヒートポンプ給湯システム

1 対象となる事業者

Vol.255A

(2/3)

国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主（青色申告者）

既築の事業所において、使用している設備を更新する事業であること（新築や新設は対象外）

※ESCO事業やリース事業等、設備使用者と導入設備の所有者が異なる場合は共同申請となる。

2 補助対象機器

「参考1 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準エネルギー消費効率一覧表」に該当する設備であり、下記の全ての要件を満たすこと（添付参照）

- ①既設設備と導入する補助対象設備の使用用途が同じであること
- ②導入する設備がトップランナー基準のある設備区分の場合、基準値以上の設備であること
- ③エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること等

3 公募期間

3次公募：平成28年7月29日（金）～9月9日（金）17時（必着）

4 補助率・予算額

3次公募の予算額：約265億円

補助率：1/3以内 ※設備費のみ補助対象

1事業者あたりの補助金上限額 1.5億円以内（1次から3次公募を通じて合算した金額）

1事業所あたりの補助金下限額 50万円以上（中小企業者及び個人事業主の場合、30万円以上）

※中小企業とは、中小企業基本法第二条に準じる企業（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S38/S38HO154.html>）

例えば製造業、建設業等を営む業種で資本金が3億円以下もしくは従業員数が300人以下の企業

但し、「医療法人」「社会福祉法人」「学校法人」「宗教法人」「NPO法人」「地方公共団体」等は中小企業者とならない。

5 スケジュール＜予定＞

○公募開始～交付決定

公募期間：H28年7月29日（金）～9月9日（金）17時（必着）

採択の場合



○交付決定（事業開始）～事業完了

事業期間：交付決定日（10月上旬予定）～平成29年1月31日（金）

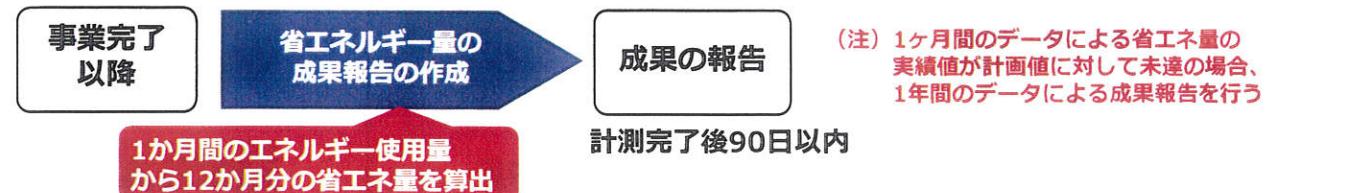


○事業完了～補助金の支払い

必要に応じて現地検査実施



○事業完了以降



6 評価項目・審査基準

1. 評価項目

- ①政策的意義の高い事業であること（中小企業基本法第二条に準じた定義に該当する事業であること）
- ②省エネルギー効果の大きい事業であること（申請単位の省エネ量、省エネ率）
- ③費用対効果が高いこと

2. 採択方法

設備区分ごとに相対基準による評価を行い、全設備区分を統合した上で、上位者から採択を行う。

なお、複数の設備区分の申請の場合、申請された全設備区分の相対基準による評価の平均点を用いる。

7 その他・注意事項等

- ・既設設備と導入する補助対象設備の使用用途が同じであること
- ・原則、3社見積が必要。なお、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。（仕様指定により結果的にメーカー・機種が限定される場合を含む）
- ・償却資産登録される設備（固定資産として登録される設備）であること。
- ・3次公募から申請事業所数の上限を撤廃。但し、同一事業者の同一事業所の申請は1回のみ。
(採択された事業所で採択された補助対象設備と異なる設備区分においては申請可)
- ・本補助金と「生産性向上設備投資促進税制」及び「グリーン投資減税」との併用不可。
- ・成果報告（エネルギー削減量）は、使用エネルギーの請求書から前年同月との差分を算出で可（計測器の設置不要）。詳細は、交付決定後の事務取扱説明書に記載される予定。
- ・補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書等）は、補助事業完了から5年間いつでも閲覧できるように保存すること。

8 申請にあたりご準備いただくもの

下記以外にも、必要に応じてご準備いただく資料が発生する場合があります。

<必須>

①会社概要

- 会社名、業種、資本金、従業員数、役員情報等の項目が記載された資料
- ②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※原本（発行から1年以内）
- ③建物の登記簿謄本（全部事項証明書）※原本（発行から1年以内）
- ④設備の製品カタログ/設備の仕様書
- ⑤既存設備の撤去範囲
- ⑥導入予定設備の配置図
- ⑦見積依頼仕様書
- ⑧見積書（3者分）

<必要に応じて提出するもの>

- ⑨設備設置承諾書 テナントを営む事業者様が申請される場合
- ⑩リース契約書案 リース利用の場合
- ⑪ESCO契約書案・ESCO料金計算書 ESCO利用の場合
- ⑫省エネ効果独自計算書 SIIのWeb上での計算によらない（指定計算でない）場合

9 問い合わせ窓口及び提出先

<問合せ先> TEL : 0570-783-755 (IP電話) TEL : 0452-303-1533

<書類提出先> 〒115-8691 赤羽郵便局私書箱45号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) 審査第一グループ

<参考> 3次の公募要領・交付申請の手引きは

⇒ <https://sii.or.jp/kakumeitoushi27r/shinsei/note.html>

本資料は「公募要領」に基づき、作成しております。

申請の際には必ず3次公募の「公募要領」、「交付申請の手引き」をご確認下さい。

<参考1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表> 添付1
<高効率空調>

(注) 表中のAPF値は2006の値

種別	性能区分		基準値	
電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	複数組合せ形のもの及び下記以外のもの (店舗用) 店舗・オフィスエアコン 例) FIVE STAR ZEAS	4方向カセット形 例) S-ラウンドフロー エコ・ラウンドフロー	3.6kW未満 (APF) 6.0 以上	
			3.6kW以上 10.0kW未満 (APF) 6.0-0.083×(A-3.6) 以上	
			10.0kW以上 20.0kW未満 (APF) 6.0-0.12×(A-10) 以上	
			20.0kW以上 28.0kW以下 (APF) 5.1-0.060×(A-20) 以上	
			4方向カセット形 以外 上記以外	
			3.6kW未満 (APF) 5.1 以上	
			3.6kW以上 10.0kW未満 (APF) 5.1-0.083×(A-3.6) 以上	
			10.0kW以上 20.0kW未満 (APF) 5.1-0.10×(A-10) 以上	
			20.0kW以上 28.0kW以下 (APF) 4.3-0.050×(A-20) 以上	
			マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの (ビル用) ビル用マルチエアコン 例) VRV Xシリーズ VRV QXシリーズ	
対象範囲	室内機、室外機および一体で出荷される範囲 (室内機、室外機と一体で出荷される範囲の例) リモコン(集中リモコン含む)、ハネル、分岐管、アクティブフィルタ、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)	室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの (設備用)	直吹き形 直吹き形	10.0kW未満 (APF) 5.7 以上
				10.0kW以上 20.0kW未満 (APF) 5.7-0.11×(A-10) 以上
				20.0kW以上 10.0kW未満 (APF) 5.7-0.065×(A-20) 以上
				10.0kW以上 50.4kW以下 (APF) 4.8-0.010×(A-40) 以上
		室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの (設備用)	ダクト形 ダクト形	20kW未満 (APF) 4.9 以上
				20.0kW以上 28.0kW以下 (APF) 4.9 以上
				20kW未満 (APF) 4.7 以上
				20.0kW以上 28.0kW以下 (APF) 4.7 以上
備考	1. 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。 2. 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。 3. Aは冷房能力(単位キロワット)を表す。 1. 寒冷地仕様については、各性能区分ごとの基準エネルギー消費効率に係数(店舗用: 0.8 ビル用: 0.7)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。 その他、詳細はトップランナー制度[エアコンディショナー目標年度か2015年度以降の各年度のもの【業務用】]に準ずる。			

■ その他注意事項

- APF2006の製品カタログ記載値が基準値を上回っていれば申請することができる。
ただし、製品カタログにAPF2015しか記載がない場合、APF2015が基準値を上回っていれば申請することができる。
- 小型の室外機を連結して導入する場合、連結する各々のEHPが基準値を上回っていれば申請することができる。
ただし、連結管等の影響により、APF値が下がる場合、下がった後のAPF値が基準値を超えていなければならない。(仕様書等への記載でも可)
- 各性能区分の最小形よりも小さい場合、最小形のAPF基準値を満たすこと。
- 各性能区分の中間形の空調は、APFが上位の基準値を満たすこと。
- 水冷式のEHPは、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形のものは、店舗用・4方向カセット形以外の基準値を満たすこと。

コントローラを更新してBEMSを導入しよう！

Intelligent Manager touch Manager が補助金を活用して導入できます

- 大画面のタッチパネルでカンタン操作
- デマンド制御はもちろん、自動で省エネコントロール
- 空調のムダを自動で見つけるエネルギー管理



こんなお悩みありませんか…



集中コントローラ



Ve-upコントローラ

- 使い方が分かりづらい
- どこのエリアの室内機なのか分からない
(手作りの平面図を作りて管理している)
- 複数台設置されていて管理しにくい
- デマンド制御したい
- エネルギー管理もしたい



解決！

レイアウト画面で運転状況も一目で分かる！

平成27年度補正予算 中小企業の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

3次公募 BEMS導入補助金のポイント

○公募期間

H28年7月29日～9月9日

※10月上旬～下旬に交付決定（予定）

○補助率及び補助金額

設備費のみに対して補助対象経費の3分の1以内

○BEMSの導入要件

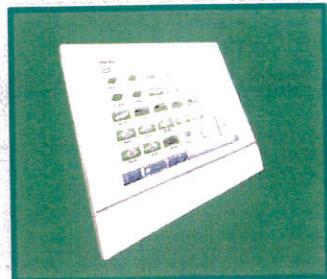
エネルギー種別ごとの全体使用量計測

目標設定・アラーム

見える化 ※個別回路の計測は任意

補助金の要件を満たすために最低限必要とする機器

Intelligent Manager touch Manager



○インテリジェントタッチマネージャー

○デマンドソフト、Ene-Naviソフト



ガス (パルス)

※全体に対する
使用量が少ない場合は
不要



※補助金の公募要領に従うものとします。詳細は営業担当者へご確認下さい。

<参考1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表> 添付1
<高効率空調> (2/2)

種別	性能区分	基準値
例) エグゼアⅡ	冷房能力が7.1kW 未満	(APFp) 1.07 以上
	冷房能力が28kW 以上 35.5kW 未満	(APFp) 1.22 以上
	冷房能力が35.5kW 以上 45kW 未満	(APFp) 1.37 以上
	冷房能力が45kW 以上 56kW 未満	(APFp) 1.59 以上
	冷房能力が56kW 以上	(APFp) 1.70 以上
対象範囲	室内機、室外機および一体で出荷される範囲 (室内機、室外機と一体で出荷される範囲の例) リモコン、ハネル、分岐管、水熱交換ユニット、冷温水ポンプ(ヒート、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、時槽タンク、ポンプ、ベーバーライザー)	
備考	1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと 2. 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする	

■その他の注意事項

- APFp2015の製品カタログ記載値が基準値を上回っていれば申請することができる。

種別	性能区分	基準値
例) JIZAI	空冷式 ※1	(※1) 3.0 以上
	水冷式 ※2	(※2) 3.3 以上
対象範囲	チーリングユニット本体（水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン（リモコン用延長コード等を含む）および一体で出荷される範囲 (チーリングユニット本体と一体で出荷される範囲の例) 全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)	
	※1 冷温水を供給する空冷式のチーリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る ※2 冷水を供給する水冷式のチーリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。	
備考		

■その他の注意事項

- ガス式のチーリングユニットは補助対象外とする。
- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

種別	性能区分	基準値
ターボ冷凍機 ※	—	(※) 5.0 以上
対象範囲	ターボ冷凍機本体および一体で出荷される範囲 (本体と一体で出荷される範囲の例) 全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU) 【固定速機】電動機盤 【インバーター機】高圧インバータ盤、低圧インバータ盤、低圧インバータ用トランジスタ盤	
	※ ターボ冷凍機(空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。)	
備考		

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

<業務用給湯器> MEGA・Q、業務用工コキュート

種別	性能区分	基準値
業務用ヒートポンプ給湯器 ※	—	(※) 3.0 以上
対象範囲	ヒートポンプユニットおよび一体で出荷される範囲 (本体と一体で出荷される範囲の例) リモコン、貯湯・給湯・膨張・バッファータンク、搬送ポンプ、循環ポンプ、高調波对策盤(高効率コンバータ盤)、センサ配線セット、入水管セット(タンクとの接続)	
	※ 高効率ヒートポンプ式給湯機(業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。)	
備考		